



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

8

2021

いつもお世話になっております。
猛暑の毎日ではございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気をつけ下さい。
それでは今月の事務所だよりをお届けします。

改正情報

一部の義務を含む電子帳簿保存法の改正

令和3年度税制改正において、電子帳簿保存法の改正が行われました。

国税庁から、「電子帳簿保存法Q&A(一問一答)～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～」が公表されております。令和3年7月16日公表)

電子帳簿保存法は、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく、次の3種類に区分されています。

- ①電子帳簿等保存(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)
- ②スキャナ保存(紙で受領・作成した書類を画像データで保存)
- ③電子取引(電子的に授受した取引情報をデータで保存)

この3種類の区分について、それぞれ必要な改正が行われ、大幅な緩和措置がとられています。

その施行日は、令和4年1月1日であり、同日以後に行う電子取引の取引情報については改正後の要件に従って保存を行う必要があります。

ただし、1点、要件の緩和ではなく全事業者への義務化とみられる改正があり、この点は確実に対応しなければなりません。③の電子取引については、従来は、メールでPDFの請求書を受け取ったり、カード利用明細をWEBで確認したりしていたとしても、その請求書等をプリントアウトしておけば、帳簿書類の保存義務を満たしていました。

しかし改正後は、データ保存が必須となります。そしてデータ保存する際の要件(検索機能の確保やタイムスタンプ要件等)も満たす必要があります。要件を満たさない場合は、青色申告承認取消しの対象となることあるため、注意が必要です。

次月号にて、③の電子取引については要件を掘り下げ
てお伝え致します。スキャナ保存等、電子データによる
保存へ移行をご検討の場合は、ご相談下さい。